

公布日:平成15年12月17日 施行期日:平成16年4月1日

現行

対象

- 地下タンク本体 免除要件:二重殻タンクの内殻
- 地下配管
- 二重殻タンクのFRP外殻

方法

- ガス加圧法
  - 液体加圧法
  - 微加圧法
  - 微減圧法
- (同等の方法:直接法、相関式漏えい探知器etc.を運用指針により例示)

周期

1年に1回以上  
(漏えい検査管による確認、在庫管理等による延長要件を運用指針により例示)

改正後

対象

- 地下タンク本体 免除要件 { 二重殻タンクの内殻  
微少な漏れの検知及び漏えい拡散の措置が講じられているもの
- 地下配管 免除要件: 微少な漏れの検知及び漏えい拡散の措置が講じられているもの
- 二重殻タンクのFRP外殻

免除要件の追加

方法

- ガス加圧法
  - 液体加圧法
  - 微加圧法
  - 微減圧法
- ...有効範囲に係る規定の追加、実施条件等の見直し
- その他の方法:直径0.3mm以下の開口部又は当該開口部からの漏れを検知できる方法

有効範囲の明確化、実施条件や判定基準の整合化・合理化

検知精度の明確化

周期

- 地下タンク本体 { 原則 1年に1回以上  
一定のものにあっては 3年に1回以上
- 地下配管
- 二重殻タンクのFRP外殻:3年に1回以上

延長要件の明確化・適正化

<措置内容>

- ・微少漏えい(直径0.3mm以下の開口部相当)の検知(例:タンク内高感度センサーetc.)
- ・地下タンク・配管周囲の区画(例:タンク室etc.)

<延長要件>

- 設置15年以内
- 漏れ覚知及び漏えい拡散防止のための措置が講じられているもの\*
- 漏えい検査管(区画内)又は在庫管理(精度1/100以上)により漏れ確認(1週間に1回以上)
- 地下タンク・配管周囲の区画(配管については防食等による代替可)(例:タンク室etc.)

\*既存施設については経過措置として延長要件を一部緩和